

「学校で児童・生徒や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（国立市第2版）」 改訂内容

1 学校で感染者が確認された場合の対応について

- 「みなし陽性者」を追加
- メール配信について、「当該校には、必要に応じて学校からお知らせいたします」に改訂

2 濃厚接触者等の特定及び臨時休業の検討について

- 学校と教育委員会間において、「⑦-1 臨時休業の要否について相談」を追加
- 学校の希望により無料でPCR検査を実施する期間を、「令和4年3月末まで」に改訂
- 「みなし陽性者の定義」を追加

3 出席停止の措置及び臨時休業等の判断について

- 「3 出席停止の措置及び臨時休業の判断について」を「3 出席停止の措置及び臨時休業等の判断について」に改訂
- 臨時休業期間の「健康観察のお願い」を追加
- 「出席停止となる場合」に、「濃厚接触の候補者」を追加
- 「出席停止となる場合」に、「本人または同居の家族が濃厚接触者・濃厚接触の候補者の判定待ちの場合」を追加
- 臨時休業①の「クラス」を「学級」に改定
- 閉鎖の期間を、「5日間程度」に改訂し、「土日祝日、全体像の把握のために行った臨時休業の期間を含む」を追加
- 閉鎖期間の判断に、「学校医（または保健所）」を追加
- 「児童・生徒の登校にかかる判断基準」を追加

4 学級閉鎖・学年閉鎖及び学校閉鎖時における「学びの保障」について

- オンライン形式の学習に「1日程度の学級・学校閉鎖の場合は、この限りではない」を追加